郡山市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の医療機関から事業廃止の旨届出があった。

令和８年11月４日

郡山市長　　椎　根　健　雄

郡山市生活保護法等指定医療機関廃止一覧

名称	医療法人宮田泌尿器科
医療機関コード	0313289
所在地	〒963-0105 郡山市安積町長久保一丁目４番地の２
廃止年月日	令和８年９月30日

名称	柳橋歯科
医療機関コード	0332236
所在地	〒963-0831 郡山市中田町柳橋字町445番地の１
廃止年月日	令和８年９月30日